

国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院長適任者の選出方法に関する規程

〔平成26年11月19日〕
〔大学院総合国際学研究院規則第4号〕

改正 令和5年3月17日大学院総合国際学研究院規則第3号
令和7年2月19日大学院総合国際学研究院規則第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学部局長に関する規程（平成16年第181号）第7条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院長の適任者（以下「研究院長適任者」という。）の選出方法に関し必要な事項を定める。

(資格)

第1条の2 研究院長適任者は、総合国際学研究院の教授のうちから選出する。

2 前項の教授のうち、任期の途中で定年退職を予定している者及び引き続き4年を超えて研究院長に在任することとなる者を選出することはできない。

(選出方法)

第2条 研究院長適任者推薦のため、大学院総合国際学研究院教授会（以下「教授会」という。）において、選挙を行う。

2 選挙は、予備選挙及び本選挙とする。

3 選挙権者は、教授会構成員とする。

4 選挙は、記号式無記名投票とする。

5 予備選挙を行う際には、参考意見として、自薦及び他薦を募ることができる。

6 予備選挙においては、得票数の上位5名までの者（得票数1票の者を除く。得票数上位5名の最下位の得票者の得票数が同数であるときは、これを含める。）を選出する。

7 本選挙においては、予備選挙において選出された者について投票を行う。

8 本選挙においては、得票数の上位2位までの者（1位または2位に得票同数の者があるときは、これを含める。）を選出する。ただし、選出人数は4名を超えることはできない。

9 教授会議長（以下「議長」という。）は、前項に基づき選出された者に対して、推薦に応ずるか否かの意思確認を行わなければならない。ただし、議長が選出されたときは、その意思確認は副研究院長が行う。

10 前項の意思確認に応じた者を選出者とし、選出人数が2名未満のときは、改めて第2項から前項までを再度行わなければならない。

(推薦)

第3条 議長は、前条により選出した研究院長適任者を順位及び得票数を付して学長に推薦する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、研究院長適任者の選出に関し必要な事項は、教授会の議を経て議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院長候補者選考規程（平成21年規則第79号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。